

七皆勤者ニ關スル件  
 一ヶ月皆勤者ニ録シテハ日給ノ三日乃至五日分ヲ支給セラレタリ  
 三月ハ最低 拾日 六ヶ月ハ相尚スル手續ヲ支給セラレタリ

以上



常務理事

總務部長 芳村第三八三號

調査部長 昭和十三年三月十九日

事務主任

警視總監 安倍源基

○ 内務大臣 末次信正 殿  
 厚生大臣 木戸幸一 殿  
 労働局 局長 殿  
 各 府 縣 長 官 殿

一、労働局  
 各 府 縣 長 官 殿

○ 株式会社東京築地活版所ノ會社解散ニ伴フ労働  
 年報ニ關スル件 (第一報)

- (1) 會社解散ノ際、本年三月十日會社更生案ニ付、経理事務部ニ會社更生案ノ整理ニ會同シ、後進會社更生案ノ整理ニ會同シ、事務進行セズ
- (2) 同月、労働局會社更生案ノ大體ハ會社解散ニ向テ、労働局長ニ會同シ、労働局長ニ報告セシメ、報告セシメ
- (3) 同月、労働局長ニ報告セシメ、労働局長ニ報告セシメ、労働局長ニ報告セシメ、労働局長ニ報告セシメ
- (4) 労働局長ニ報告セシメ、労働局長ニ報告セシメ、労働局長ニ報告セシメ、労働局長ニ報告セシメ

